

蕨市行政改革プラン策定に係る市民懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 蕨市における行政改革プランの策定について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市行政改革プラン策定に係る市民懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 懇談会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市政について優れた識見を有する者

(2) 公募による市民（市内に在勤する者を含む。）

2 懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 懇談会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、行政改革プランの策定が終了した日限り、その効力を失う。